

重要事項別紙

訪問看護利用料

医療保険の場合

医療保険での訪問看護は介護保険以外の医療保険適応に該当します。難病や障害者の方で減額証や証明証をお持ちの方はご提示ください。利用料金に関しては、保険証の負担割合になります。基本的には週3回までの訪問看護が利用できますが、難病、末期癌、特別訪問看護期間(点滴等)等の厚生労働大臣が定める疾病等はより多くの訪問看護が保険利用できます。

下記合算料金の被保険者証で確認した1～3割負担になります。

訪問看護基本療養費(訪問看護での利用料金の内容)

訪問看護療養費Ⅰ(5550円or5050円)→週4日目以降は(6550円or6050円),理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士による場合5550円(基本療養費ⅠⅡの場合)

訪問看護療養費Ⅱ(5550円or5050円)→週4日目以降は(6550円or6050円)同一建物居住者(同一日に2人まで)

訪問看護療養費Ⅲ(2780円or2530円)→週4日目以降は(3280円or3030円)同一建物居住者(同一日に3人以上)

※週4回以上の訪問は特掲診療料別表第八の状態(気切・留置カテーテル状態・特別指示書期間・重度褥瘡等です)

難病等複数回訪問加算 2回4500円(同一建物内3人以上4000円)、3回以上8000円(同一建物内3人以上7200円)

緊急訪問看護加算 Ⅰ.月14日目まで2650円 Ⅱ.月15日目以降2000円 ※利用者家族の求めに応じて主治医指示により計画外の緊急訪問した場合

長時間訪問看護加算 5200円 週1回 ※90分以上の訪問で算定※厚生労働大臣が定める者は3回/日訪問可

乳幼児加算 1300円 1日 厚生労働大臣が定める者 1800円 ※6歳未満対象

複数名訪問看護加算 4500円 週1回(同一建物内3人以上4000円) ※看護師と看護師等との同行

複数名訪問看護加算 3800円 週1回(同一建物内3人以上3400円) ※看護師と准看護師等との同行

※3000円 週3回まで看護師と看護補助者(同一建物内3人以上2700円) ※厚生労働大臣が定める場合以外

※3000円 1回/日 6000円2回/日 10000円3回以上/日(同一建物内3人以上はそれぞれ1割減額) ※厚生労働大臣が定める場合

訪問看護管理療養費(安全な提供体制が主治医と連携したり報告したり計画的な管理・目標・計画・実施・評価が継続して行われる場合)

初日7670円、2日目以降は①3000円※同一建物居住者の割合が7割未満、別表7もしくは別表8に該当する利用者の実績②2500円※同一建物居住者の割合が7割未満のみ

24時間対応体制加算 Ⅰ.6800円 月1回 ※月1回毎 常時対応できる体制であり、業務負担軽減に資する体制整備あり

Ⅱ.6520円 月1回 ※緊急携帯電話を通じて24時間体制をとっていますので、同意のもとに加算させていただきます

特別管理加算 5000円か2500円 月1回 ※特掲診療料別表第八の状態(気切、留置カテ状態、重度褥瘡等)追加※月1回でも算定可

退院時共同指導加算 8000円 月1回 ※がん末期等は2回

退院支援指導加算 6000円 月1回※退院日に訪問した場合(特掲診療料別表第八の状態で特別指示書に係る訪問看護を受けている場合1回90分以上又は複数回の指導時間が90分を超えた場合 8400円)

※特別管理指導加算 2000円 月1回 ※特掲診療料別表第八の状態、退院時共同指導を行った場合に算定

在宅患者連携指導加算 3000円 月1回

在宅患者緊急時カンファレンス加算 ※2000円/月2回まで算定可。急変時、診療方針の変更時主治医とのカンファレンス時

訪問看護情報提供療養費 1500円 月1回 ※①市町村からの求めに応じ、厚生労働大臣が定める疾病等の利用者様の同意を得た場合

※②学校等からの求めに応じ、厚生労働大臣が定める疾病等の利用者様(小中学校入学時や転学時)の同意を得た場合

※③診療を行っている保健医療機関が、文書を添えて紹介し入院・入所する利用者様の同意を得て情報提供した場合

訪問看護ターミナルケア療養費1 25000円 ※死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアした場合(在宅外死亡も24時間以内を含む)

訪問看護ターミナルケア療養費2 10000円 ※特別養護老人ホーム等での死亡又は24時間以内にホーム等以外で死亡した場合
2回目においては死亡日の訪問看護を含む

※夜間早朝訪問看護加算 2100円 6時～8時・18時～22時

※深夜訪問看護加算 4200円 22時～6時

※訪問看護師と専門性の高い看護師による同一日訪問

1)鎮痛療法又は化学療法を行っている入院中以外の緩和ケアニーズのある悪性腫瘍利用者 2)真皮を超える褥瘡状態にある在宅療養中の利用者

3)人工肛門又は人工膀胱周囲の皮膚びらん等のある利用者 4)人工肛門又は人工膀胱のその他の合併症を有する利用者

1)2)について訪問看護師と同行訪問した場合

訪問看護基本療養費ⅠⅡのハ 12850円

※訪問看護基本療養費Ⅲ 8500円 ※入院中の外泊日の訪問

退院後訪問看護を受けようとする入院患者が、在宅に備えて一時的に一泊以上外泊する患者であって次のいずれかに該当するもの

①特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の利用者、特掲診療料の施設基準別表第八に掲げる者 入院中2回まで算定

②在宅療養に備えた一時的な外泊に当たり、訪問看護が必要であると認められたもの 入院中1回限り算定

※看護・介護職員連携強化加算 2500円

喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる栄養を必要とする利用者様に対し、介護職員に支援等連携した場合に算定

(24時間対応体制加算を算定している場合に算定可能)

・訪問看護医療DX情報活用加算 50円 月1回※電子情報処理組織の使用による請求、診療情報を取得等した上で計画的な管理を行った場合

・訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ) 780円 月1回※訪問看護管理療養費(月の初日)を算定している利用者

・訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 10円～500円 月1回

その他の利用料(保険外適応)

差額費用	90分以上の訪問看護(長時訪問看護加算算定日除く)	30分毎に、700円
	患家の求めにより営業日以外の訪問した場合	1回の訪問毎に、1500円
	営業時間内の看・准看護師の受診時の同行や搬送時の介助等	1回のサービス提供時に、3000円

実費負担

交通費	実施地域を越えた地点から、片道10km未満	無料
	実施地域を越えた地点から、片道10km以上	300円
日常生活に必要な物品	サージット、グローブ等	実費相当額
死後の処置	指定訪問看護と連続して行われる死後の処置	22000円
キャンセル代金	1回のキャンセル訪問時	基本療養費の2倍

訪問看護を利用される方へ

限度額適用認定証は訪問看護の医療保険適用の利用者様も該当します。70歳未満の方、70歳以上の非課税世帯等の方は事前に加入する健康保険組合等に「認定証」限度額適用認定証の交付を申請して下さい。

「認定証」の提示がない場合は、従来通り、医療費を含め負担金が一定額を超えた場合は、高額療養費の適応となり、払い戻し(還付)があります

※ご不明な点がございましたら、お気軽におたずねください。
西尾病院訪問看護ステーション TEL(0563)57-8085

管理者：山本 陽子

利用料の内容についての説明をしました。

年 月 日

説明者

印

利用料の内容についての説明を受け、これに同意します。

年 月 日

利用者様又はご家族・代理人様

印